

令和8年度 福島県・福島市・郡山市・いわき市

屋外広告物講習会のお知らせ

屋外広告物の表示等に関し必要な知識を習得していただくため、令和8年度の屋外広告物講習会を福島県・福島市・郡山市・いわき市の合同により開催します。なお、屋外広告業を営む場合は屋外広告業の登録が必要であり、その場合には営業所ごとに講習会修了者等を業務主任者として選任しなければなりません。

- 開催日時 令和8年10月1日(木) 午前9時50分から午後4時まで
令和8年10月2日(金) 午前9時50分から午後4時まで
- 開催場所 郡山市役所 本庁舎北2号棟2階
郡山市朝日一丁目23番7号 電話 024-924-2371
- 受講申込みの受付期間
令和8年8月12日(水)から令和8年9月18日(金)まで
※郵送での申し込みの場合は、必ず書留郵便とし、現金又は定額小為替を添えて申込んでください。
令和8年9月11日(金)当日消印有効ですが、定員になり締め切りますのでご注意ください。
持参の場合は、土日祝日を除きます。
- 受講定員 30名
- 受講申込先 〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市都市構想部開発建築法務課 電話 024-924-2371
- 提出書類等
(1) 屋外広告物講習会受講申込書
(2) 屋外広告物講習会講習過程一部免除申請書(該当者のみ)
(3) 受講手数料 4,000円(欠席の場合でも返還されません)
※現金4,000円を添えて受講申込書を提出してください。
- 講習過程の一部免除
(1) 次のいずれかに該当する方は、(2)の申請方法により、講習内容のうち「屋外広告物の施工に関する事項」の免除を受けることができます。
ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士の資格を有する者
イ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条の電気工事士の資格を有する者
ウ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項の第1種電気主任技術者免状、

第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 工 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく帆布製品製造取付けに係る職業
 訓練指導員免許所持者若しくは職業訓練修了者又は帆布製品製造取付けに係る技能検定
 合格者

(2) 免除を申請する場合は、「屋外広告物講習会講習課程一部免除申請書」を受講申込書と一緒に提出してください。（受講申込み受付期間内に、受講申込書と同時に提出されない場合は、免除が受けられませんので、ご注意ください。）なお、免除申請書には、当該資格を証する書面の写し（資格証の写しなど）を必ず添付してください。

8 講習会の時間割

月日	時間	内容
10月1日 (1日目)	9:50~10:15	受付
	10:20~10:30	開校式
	10:30~12:00	屋外広告物関係法令 (屋外広告物法、屋外広告物条例等)
	13:00~15:30	屋外広告物関係法令 (屋外広告物条例等、建築基準法、道路法)
	15:30~16:00	法令テスト及び解説
10月2日 (2日目)	9:50~10:10	受付
	10:10~11:40	屋外広告物の表示に関する事項
	12:40~14:10	屋外広告物の施工に関する事項
	14:20~15:50	屋外広告物の安全管理に関する事項
	15:50~16:00	修了証書交付、閉講式

9 使用するテキスト

- (1) 条例等の解説資料（会場にて配布します。）
- (2) 『屋外広告の知識』全3巻 ぎょうせい刊（ご持参願います。）

※会場での販売も実施します。（1日目受付時間のみ）

- ・「屋外広告の知識」第1巻 法令編 第5次改訂版 2,700円（税込）
- ・「屋外広告の知識」第2巻 デザイン編 第4次改訂版 2,000円（税込）
- ・「屋外広告の知識」第3巻 設計・施工編 第4次改訂版 2,500円（税込）

10 その他

- (1) 市役所駐車場は限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。
- (2) 会場内の飲食は可能ですが、ゴミはお持ち帰りいただきますようお願いいたします。
- (3) 本講習会を終了しても業務主任者としての要件を満たさない自治体がありますので、資格要件について、あらかじめ活動予定の自治体でご確認ください。

1 1 お問い合わせ先 郡山市都市構想部開発建築法務課景観係 電話 024-924-2371